

令和7年度事業計画

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

I 基本方針

我が国は、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少という構造的な課題に直面する中、足下では、急激な物価上昇に対して賃金の上昇が未だ追いついていない状況にある。

日銀が発表した4月1日付けの企業短期経済観測調査（短観）では、大企業製造業の景況感を示す業況判断指数（DI）が1年ぶりに悪化した。

トランプ米政権の関税強化が強行され、先行き懸念が広がっている。雇用人員の過不足感を示す指数は製造業、非製造業ともに悪化しており、引き続き人手不足や人件費の上昇が足かせになりそうな状況にある。

政府の物価高対策では、ガソリン価格安定のための支援の継続や、最低賃金引き上げに向け、5月までに効果的な対策を取りまとめるとしている。

このような状況を踏まえつつ、当協会としては、働くすべての人々が適法な労働条件下で「安全、安心、快適な職場環境で健康に働ける」職場づくりのため、労働基準法、労働安全衛生法等労働基準関係法令をはじめとして、重要な通達、ガイドラインの周知・啓発に努める等労務管理及び安全衛生管理水準のさらなる向上に資するための各種事業を実施していく。

令和7年4月1日からは、事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、①危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事するすべてのものに拡大、②危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化が行われ、作業を請け負わせる一人親方や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう必要な措置を実施することが事業者には義務付けられる労働安全衛生法に基づく省令が改正された。

また、職場の熱中症対策を義務化する労働安全衛生規則の改正が予定されており、6月から施行される。

令和6年の労働災害の発生状況は、愛知県全体の死亡災害が前年の35人に比べ34人と1人減少し、死傷災害も3月集計で8,422件であり、前年の確定値9,164件に比べ8.1%の減少となっている。

半田労働基準監督署管内の死亡災害は前年比1件増の3件となったが、死傷災害は745件と前

年の735件と比べ微増となっている。

本年度を3年度目とする「第14次労働災害防止推進計画」を踏まえ、引き続きリスクアセスメントを軸とした安全衛生管理水準の向上と安全衛生管理活動の活性化を図っていく必要がある。

リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできるとの理念のもと安全管理を経営課題と捉え、生産性、品質、原価、納期、士気、環境と一体的に、戦略的に管理する経営手法である「安全経営あいち」を推進していくことが重要である。

労働相談に関しては、県下15協会で「企業の労働110番」を開設し、会員事業場からの労務管理、安全衛生管理に関する相談にきめ細かく対応しているが、本年度も引き続き、会員事業場に活用いただくよう働きかけを行っていく。

このような状況の中、当協会における事業計画の重点項目を下記のとおりとし、半田労働基準監督署と緊密な連携を図りつつ、会員、関係機関のご協力とご支援をいただきながら積極的に各種事業を推進する。

1 働き方改革定着に向けた対策

(1) 最低賃金・賃金の引き上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善等

最低賃金については、2020年代に全国加重平均が1,500円を目指すとされており、生産性向上に取り組む中小企業への側面支援等、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に一層取り組んでいく。

非正規労働者について、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保や、人手不足への対応が急務となる中、短時間労働者が「年収の壁」を意識せずに働くことができる環境づくりを側面支援する。

(2) ハラスメント防止対策

職場におけるハラスメントは、労働者の尊厳を傷つけるあってはならないことであり、労働施策総合推進法に基づくパワーハラスメント、男女雇用機会均等法に基づくセクシュアルハラスメント、同法及び育児・介護休業法に基づく妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止措置義務の周知及び側面支援を行う。

(3) 労働条件の確保・改善対策

長時間労働の抑制に向け、「労働時間の適正把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づく適正な労働時間管理のため、同ガイドラインを引き続き周知し、側面支援する。

2 労働災害防止対策

令和7年度は、半田労働基準監督署が策定する「第14次労働災害防止推進計画」の3年度目となることから、この地域の労働災害の減少を図るため、各事業場の安全管理水準の向上と安全衛生活動の活性化を引き続き図っていく必要がある。

また、愛知労働局においては、単に災害や疾病を防ぐ負の領域から、働く人々に安全と安心のほか、働き甲斐を感じてもらい、経営トップにおける安全衛生へのコスト意識を投資意欲に変え、企業に生産性向上と価値向上をもたらすことなど正の領域への転換を図っていくとしている。

そのため、生産性の向上等により労働分配を高めることや働き方改革推進など、自律的でポジティブな安全衛生管理を促進していくとしている。

これらの状況を踏まえ、「安心・安全・健康に働ける職場づくり」のため、労働安全衛生関係法令や通達、指針等の周知に努めるとともに「安全経営あいち」の考え方の普及促進を図っていく。

また、労働者の安全と健康確保に向け、半田管内安全衛生大会、全国安全週間及び全国労働衛生週間準備期間中の説明会、各種研修会、講習会の開催等の、安全衛生意識の高揚、安全衛生管理水準の向上、安全衛生管理活動の活性化に資する事業を実施する。

3 労働者の健康確保対策

長時間労働やメンタルヘルス不調などによる健康障害を防止するため、長時間労働者に対する医師による面接指導やストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策などの労働者の健康確保の取組みが適切に実施されるよう引き続き「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」等を周知していく。

新たな化学物質規制にかかる労働安全衛生法令が令和6年4月から全面施行されたことから、その円滑な実施のため、引き続きこれらのことを全国安全週間説明会、全国労働衛生週間説明会等において周知・啓発する。

4 最低賃金の周知

改訂された愛知県最低賃金、特定（産業別）最低賃金について、効果的な広報に努めるとともに、業務改善助成金などの各種支援策について周知及び利用勧奨を図る。

5 労災保険制度の周知

労災保険制度を引き続き周知するとともに請求手続きについて、適正・円滑に行われるよう支援する。

II 月別事業計画

前記の基本方針のもとに、各月別の事業計画を定める。